

保健対策課公式ツイッター運用方針

和歌山市保健対策課

1 概要

本運用方針は当課がインターネット上のサービス「Twitter」を用いて、次のアカウント（以下「当アカウント」という。）から情報発信するにあたり必要な基本事項を定めるものとします。

名称	和歌山市 保健対策課
アカウント名	@w_hokentaisaku
アカウント URL	https://twitter.com/w_hokentaisaku

2 目的

当課が所管する各種業務に関連する情報を広く発信することを目的とします。

3 発信情報

- ・こころの病の知識や精神障害の理解を深めていただくための情報
- ・感染症や予防接種に関する情報
- ・難病に関する情報
- ・その他当課所管業務に関連する保健衛生に関する情報
- ・本市が運用する他の Twitter アカウントへのリツイート
- ・フォロー及び引用、再送信等（国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイト、並びに市民に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及び Web サイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。）

4 運用方法

- (1) 当アカウントは公開アカウントとし、和歌山市保健対策課が運用します。
- (2) 当アカウントに対するリプライへの返信やフォローバック等は行いません。
- (3) 当アカウントのタイムライン及びダイレクトメッセージによる個別の情報提供や意見、提案や相談等の受け付け等は行いません。
- (4) 当アカウントに対する利用者からの投稿、ソーシャルメディア上の各種行為について一切閲知しません。ただし、次のいずれかに該当する場合、利用者に断りなく投稿の削除または非表示、アカウントのブロック等の対応を行う場合があります。
 - ・法令等に違反するもの、又は違反や助長するおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの

- ・犯罪行為を助長するもの
- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・人種・思想・信条等の差別、または差別を助長させるもの
- ・本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、商標権、肖像権等を侵害するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的としたもの
- ・虚偽又は著しく事実と異なるもの及び風評や風評を助長させるもの
- ・虐待的、卑猥、侮辱的な表現を含むウェブサイト等へのリンクを含むもの
- ・有害なプログラム又はそのようなプログラムへ誘導するもの
- ・その他、当課が不適切であると判断するもの

5 知的財産権

当アカウント内のコンテンツ（テキスト、写真、イラスト、音声及び動画等）の知的財産権は、本市又は正当な権利を有する者に帰属します。コンテンツへの「いいね」や「シェア」等（これらに類する機能を含む。）のソーシャルメディアサービス上で提供されている機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。投稿記事を無断で複製・転載することはできません。

6 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、本市は利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- (2) 本市は、当アカウントに関連し、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合、及びそれにより生じたどのような損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 当アカウント内のコンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

7 その他

本方針の内容は本市ウェブサイトに掲載します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。

この運用方針は令和5年4月1日から適用します。